＊　記載する内容により，適宜様式の行数を変更して作成する。

**国立大学法人豊橋技術科学大学イノベーション施設使用承認書**

　　年　　月　　日

使用申請者

殿

国立大学法人豊橋技術科学大学

イノベーション施設長

　　　　　年　　月　　日申請のあった下記１のイノベーション施設の使用については，下記２の条件を付して承認します。

記

１．使用承認する研究室・実験室

（１）研究課題名又は事業名

（２）使用室及び面積 号室　　　　　　㎡

（３）使　用　期　間　　　　　　年　月　日から　　　年　月　日まで

※但し，中小企業者又は個人は年度毎に本法人の使用承認を受けるものとする。

２．使用承認の条件

（１）使用責任者が国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「本法人」という。）の教育職員の場合は，施設使用料として月額　　円及び使用した光熱水料及び電話料の経費負担は使用責任者に配分された運営費交付金等の振替処理等により行うものとする。

（２）使用責任者が本法人の教育職員以外の場合は，本法人の貸付許可後，本法人の請求により施設使用料を支払うものとする。

また，使用した光熱水料及び電話料は，本法人の請求により実費相当額を支払うものとする。

（３）施設使用料及び光熱水料等を負担しないときは，使用の承認を取り消すものとする。

（４）承認を受けた研究計画，事業以外に使用しないこと。

（５）使用責任者及び使用者は，常に善良な管理者の注意をもって施設を使用しなければならない。

（６）使用責任者及び使用者は，その責に帰すべき理由により，施設等を破損，滅失又は損傷したときは，その損害を賠償しなければならない。

（７）使用責任者及び使用者は，国立大学法人豊橋技術科学大学イノベーション施設規程及び国立大学法人豊橋技術科学大学イノベーション施設使用細則を遵守しなければならない。